

平成 30 年度

# 第 3 期日野市食育推進計画 評価検証結果報告書

(第 3 期日野市食育推進計画中間評価検証を含む)

## 日野市食育推進会議

令和元年 7 月



## 目 次

### 平成 30 年度第 3 期日野市食育推進計画評価検証

1. 平成 30 年度第 3 期日野市食育推進計画の評価検証結果について…………… 1
2. 第 3 期食育推進計画評価検証コメント…………… 2
3. 資料 平成 30 年度日野市食育推進計画 庁内評価結果について…………… 6

### 第 3 期日野市食育推進計画中間評価検証

1. 第 3 期日野市食育推進計画中間評価検証コメント…………… 9
2. 数値目標…………… 11
3. 数値目標の達成状況について…………… 12

日野市みんなですすめる食育条例…………… 13

日野市食育推進会議の概要…………… 18



# 平成 30 年度第 3 期日野市食育推進計画評価検証

## 1. 第3期日野市食育推進計画の評価結果について

日野市食育推進会議（以下「推進会議」という。）は、日野市みんなですすめる食育条例第14条第2項に基づき、平成30年度第3期日野市食育推進計画の評価について審議を行った。その結果を下記のとおり報告する。

平成30年度第3期日野市食育推進計画の評価結果は、「推進」と結論づけるものである。

### <基本目標の達成状況>

基本目標1	食を通じた豊かな心の育成	「推進」
基本目標2	健全な食生活の知識の習得と実践	「推進」
基本目標3	食材などに向き合う意識の醸成	「推進」
基本目標4	食育を推進する仕組みの整備	「概ね推進」

食育推進計画の評価方法については、はじめに庁内の関連事業を担当する課において、事業を行うことで第3期日野市食育推進計画の4つの基本目標が達成できたかという視点で評価を行った。その後担当課の評価を庁内食育推進部会にかけ、庁内評価をまとめ、推進会議に報告した。推進会議では、庁内評価のみならず、日野市全体でどのくらい計画が推進されたかという視点で計画全体の評価検証を、数値ではなくコメントという形式で実施した。

庁内食育推進部会の評価は別添のとおりで、基本目標1、2、3についての達成状況は「推進」、基本目標4については「概ね推進」として、計画全体の達成状況は「推進」とした。平成30年度は学校給食での日野産農産物の利用率が過去最高の29.8%になったことや、日野第一小学校が学校給食甲子園で入賞するなど学校給食に関係した話題が多く、児童・生徒とその保護者などに向けた食育の取り組みが評価された。他方、義務教育終了後の各年代（高校生・大学生・働き盛りの世代・高齢者）においては、様々な視点から食育についてアプローチしていく必要があるとの指摘があった。

推進会議では、上記庁内評価の受理と、第3期の食育推進計画について評価検証及び、第3期食育推進計画の中間検証を行った。（P.9～12 参照）

学校給食の日野産農産物の利用率25%以上という「量」だけでなく、日野産農産物が低農薬でおいしいことなどの「質」の情報もPRしていけるとよいなどの提言がなされた。また、今後3年間については、常に食育の基本となる子どもとその保護者への啓発や情報発信を中心に据えながらも、野菜摂取の促進「ベジ活350」のような市民に広く働きかける取り組みを進めていくことが確認された。

<評価基準>

目標の推進状況	8割以上は目標を達成できたもの・・・「推進」
	5割以上は目標を達成できたもの・・・「概ね推進」
	目標の達成は2,3割にとどまっている・・・「現状維持」
	目標設定時とほとんど変わっていない・・・「停滞」
	目標達成への取組をしていない・・・「未実施」

## 2. 平成 30 年度第 3 期日野市食育推進計画評価検証コメント

### 基本目標 1 食を通じた豊かな心の育成

達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- 子どもの食育は食育の基本なので継続していく必要がある。加えて、子どもを育てる保護者の世代や若年層に対する意識啓発を地道に進められると良い。
- 学校において、質の高い給食を提供するだけでなく、事前に先生方に給食の趣旨や内容を伝える時間を作るなどして、先生方の理解を深めることが重要である。先生自身が理解し、食育に目を向け、伝えていくことで、子どもたちの教養を深めることにつながるのではないかと。
- 次世代のひのっ子たちにきちんとした食を経験してもらいたい。
- 農業には人を癒す効果があるので、福祉と連携できると良い。また、高齢者の食育にも繋げていけると良い。

### 基本目標 2 健全な食生活の知識の習得と実践

達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- 親の食事が子どもの食事に影響するので、親への食事指導が必要である。
- 若い世代への食育を充実させるべきである。
- 重点テーマのベジ活350について、積極的な取り組みがなされるよう期待したい。
- 食の情報のPRについて、その対象者が例えば結婚をした、子どもが産まれた、病気にかかった等、食生活の改善が必要になり、食に興味を持ったタイミングであれば伝わりやすいと思われるが、そういったタイミングでなければ、チラシやHPによる一方通行の情報発信は効果が少ないように思われる。
- 食生活の改善は地道な努力が必要で早急に結果が出るものでもない。つながりのある事業者を増やす努力をしたり、高齢者の配食時の顔を合わせた付き合いなど、きめ細やかな積み重ねが結果に結びつく。今後も継続して取り組めると良い。



### 基本目標3 食材などに向き合う意識の醸成

達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- 小さい頃から農業体験することにより、本物の味を覚えさせることにつながると考える。その後成長し、高校生や大学生になると農業体験の機会が無いので、そういった場を提供できると良い。
- 都市農地の貸借円滑化法の施行により、生産緑地の貸借が可能になったので、様々な取り組みができるようになるものと考えられる。
- 小売業での日野産野菜の利用について、JA「みなみの恵み」や平山のマルシェで買い求めたり、個人の農家と契約をし、地場産の農産物を仕入れるという事例もいくつかあるようなので、今後に期待したい。
- 新鮮で、地産地消というだけでなく、「日野産の野菜はここがいい」と何かひとつPRするものがあると良い。
- 学校の日野産野菜利用率が25%を達成していることは評価できるが、農地や農業者が減少するなか25%という数字での評価が妥当なのか、本質を見失うことのないよう、市民や子どもたちのためにどういう方向性に持っていくべきか、さまざまな課と一緒に考えていく必要がある。本来の目的である子どもの健康や、食の楽しさを味わうなどその内容や質を高めることを重視していくべきである。

### 基本目標4 食育を推進する仕組みの整備

達成状況「概ね推進（5割以上は目標を達成）」

- ホームページやSNS（ツイッター、インスタグラム）による情報発信のほか、スーパーにポスターを貼ったり、農家が野菜を納品する際にロゴマークやチラシを利用すると良いのではないか。
- 今後、各年齢、世代別の食育のあり方が検討されると良いが、その各年齢層に対するベストな情報発信方法が何であるか、検討が必要である。ホームページだけでなく、健康体操やグループ活動も活用できると良い。
- イベント開催や既存のイベントに小規模でも食育スペースを設けるなど、人が集まる場所に足を運び、PRできると良い。食物を食べるというイベントではなく、「食育」という視点をもってイベントを組み立てていく必要がある。

- 第一小学校の給食甲子園についてテレビで放映され、日野市の給食の素晴らしさをアピールすることができた。テレビは多くの人が見るので、宣伝力は非常に高い。
- 地域や民間事業者との食の連携などの取り組みが動き出しているため、これらの団体と連携して進めていったら良いのではないかと考える。

#### 平成 30 年度評価検証について

- ヒアリングを行うことで市の様子が分かり、有意義であった。また、担当部署の意識改革ができ、ヒアリングによる効果を感じることができた。
- さまざまな部署にヒアリングを行うことで、広い意味で食育を推進できると考える。

#### 今後の日野市の取組み

上記のコメントを受け、第 3 期食育推進計画のキャッチフレーズとして定めた『ベジ活 350』のシールやポスター等の媒体を作成するなど、野菜摂取の取り組みを推進するとともに、食育に関する幅広い情報発信を行っていく。なお、食育推進委員の方からもシール・ポスター等を広く活用したいという声もあることから、運用方法なども含め、有効的な情報発信につながるよう整備していく。

資料

## 平成 30 年度日野市食育推進計画 庁内評価結果について

主管課および庁内食育推進部会において、平成 30 年度食育推進計画進捗状況評価を行いましたので、その結果を報告します。

### <評価基準>

基本目標	第 3 期食育推進計画の基本目標を設定しています。 右にある目指すべき方向性の説明にある状況を実現していくことで、達成度を図るという整理にしています。
目指すべき方向性	第 3 期食育推進計画の「施策の方向性」を設定しています。
年度目標の推進状況	8 割以上は目標を達成できたもの・・・「推進」 5 割以上は目標を達成できたもの・・・「概ね推進」 目標の達成は 2,3 割にとどまっている・・・「現状維持」 目標設定時とほとんど変わっていない・・・「停滞」 目標達成への取組をしていない・・・「未実施」

### <評価方法>

第 3 期食育推進計画の重点事業について、4 つの基本目標に沿って、それぞれの評価基準の表に照らし合わせ、評価を行いました。

# 平成30年度 日野市食育推進計画 庁内食育推進部会 評価結果

## 基本目標の達成状況と意見

### 〈基本目標1〉食を通じた豊かな心の育成

#### 達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- ・ 乳幼児期からの食育推進は今後もしっかり取り組む必要がある。今後は保護者が子どもへの食事作りをいかに不安なく取り組めるかなどの質の充実を図っていったらどうか。
- ・ 中学校での交流給食実施が困難である実情は理解できるが、別な方策の検討は可能ではないか。
- ・ 各世代において食生活は重要な位置づけであり、世代ごとの課題はあるものの食育推進計画は着実に各施策を通して市民に浸透しつつある。
- ・ 各施策とも8割以上目標達成されていることは評価するが、課題としている項目を含め、残り2割を目標値までに推進できる工夫も必要である。それを踏まえ継続した取り組みが重要である。

### 〈基本目標2〉健全な食生活の知識の習得と実践

#### 達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- ・ 食生活への改善は地道な努力が必要で早急に結果が出るものでもない。つながりのある事業者を増やす努力をしたり、高齢者の配食時の顔を合わせた付き合いなど、きめ細やかな積み重ねが結果に結びつく。今後も継続して取り組めるとよい。
- ・ 健全な食生活を実践するために必要な知識の情報提供と一言で言っても発信手段には限界があり容易ではない。ホームページだけでなく、フェイスブックやツイッター、インスタグラムなどのSNSを活用して、より多くの市民にアプローチができるとよい。
- ・ 今後の課題としては、概ね推進、現状維持を底上げしていくための取り組みが重要である。

### 〈基本目標3〉食材などに向き合う意識の醸成

#### 達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- ・ 食に対する意識づけの取り組みについては、学校給食での日野産農作物の活用を中心に各施策とも十分推進できているが、食品廃棄減量など環境に配慮した取り組みについては、環境問題の視点から今後より注目され施策として求められてくるので、もう少し意識して取り組めるとよい。
- ・ 児童館や学童クラブでも、保育園や小学校のように種や苗を植え、観察し、収穫するというプロセスを経験できるようにすることが望まれる。
- ・ 農作業体験を継続するためには、農地の確保を行っていく必要がある。
- ・ 食べる楽しさを生かしつつ食材の良さをうまく伝える工夫が各課で取り組んでいる。子どもが対象になっている内容が多いため今後は年齢層の拡大も検討してみてもどうか。

### 〈基本目標4〉食育を推進する仕組みの整備

#### 達成状況「概ね推進（5割以上は目標を達成）」

- ・ 食物を食べるというイベントではなく、「食育」という視点をもってイベントを組み立てていく必要がある。
- ・ イベントの開催や関係団体との連携については大方推進されているものの、情報環境の整備で重要になる「Hi know!」の利活用が遅れ気味である。「Hi know!」の利用度について、現状把握を含め検討が必要ではないか。情報発信の手法については、より伝わるものを検討する必要がある。

## 計画全体の達成状況と意見

達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

≪計画全体の達成状況について≫

- 全体としては順調に進んでいるが、現状と齟齬が生じている部分（情報発信やイベント推進等）が見受けられることから今後の方向性を事前に示しておく必要がある。
- 児童・生徒が日野市内の小学校・中学校に在学する間は、食育に対する意識は高まっていると思うが、義務教育終了後の高校生・大学生、働き盛りの世代、高齢者に対し、それぞれの年齢に応じた「食」の視点からのアプローチが必要である。
- 地域や民間事業者との食の連携などの取り組みが動き出しているので、これらの団体と連携して進めていったらよいのではないか。



## 第3期日野市食育推進計画 中間評価検証





## 1. 第3期日野市食育推進計画中間評価検証について

第3期日野市食育推進計画（平成29年度～令和3年度）では、計画期間中の状況変化などに応じ、見直しを行うこととされているため、調査により目標値の達成状況の確認を行った。実施した調査は以下のとおりである。

項目	調査対象	実施方法
①一般調査	40歳以上の市民 3,000人 回収数 1,245人（41.5%）	郵送調査
②小学校・中学校調査	小学校5年生 1,479人 中学校2年生 1,332人	各学校に直接調査票を手渡し配布、手渡し回収
③乳幼児健診調査	1歳6か月児健診 1,122人	健診時に実施
④大学生調査	市内大学の在学生 209人	直接調査票を手渡し配布、手渡し回収

なお、中間評価検証の結果、計画の大きな変更はなく、引き続き、食育の目的「生涯にわたって健全な食生活を実践できるひのっ子・日野人を育てる」を目指し取り組みを進めていく。特に若い世代に向けての食育の推進は、次世代への食育につながることから、若い世代に向けての取り組みを検討することや、既存の情報発信手段にとどまらず、各種団体と連携して食育の情報発信を充実していくことが確認された。

## 2. 中間評価検証コメント

平成30年度の現状値は、計画策定時の現状値と比較すると、いずれの項目も微増・微減にとどまり、平成29～30年度の日野市の取り組みでは、食育の情報が市民に十分に行き届かなかったことが考えられた。特に、重点事業である「野菜の摂取の推進」については、「1日に両手山盛り以上の野菜を食べている市民」の割合が目標値の3割程度にとどまった。市民が健全な食生活を送るためには、妊娠・乳幼児期からのより一層の周知啓発と実践のための情報提供が必要と考える。

第3期日野市食育推進計画の後半（令和元年度から令和3年度までの3年間）では、食育の本来の目的を見失わないように、原点に立ち返りながらも着実に計画が推進できるよう、以下の通り取り組みを進めていく。

### 基本目標1 食を通じた豊かな心の育成

食育の基本である子どもと家庭の食育の充実を図ることで推進していく。特に若い世代に向けての食育の推進は、次世代への食育につながることから、若い世代に向けての取り組みを検討する。

### 基本目標2 健全な食生活の知識の習得と実践

食生活の改善は早急に結果が出るものではないため、関係機関や市内団体等と協力して地道に活動を行い、重点目標である野菜の摂取率の向上を目指す。

### 基本目標3 食材などに向き合う意識の醸成

学校給食での日野産野菜の利用率の目標値である25%以上を達成できているが、関係者全体で目的の再確認をしながら、食育の本質を見失うことがないように取り組みを進める。また、「食材の廃棄や食べ残しを少なくするようにしている市民」の割合は、目標には届かないものの高い割合を占めているので、引き続き、食べ物を無駄にしない意識と食材などに向き合う意識を醸成できるよう計画の推進を図っていく。

### 基本目標4 食育を推進する仕組みの整備

重点目標である食育の情報発信の充実を図るため、既存の情報発信手段にとどまらず、各種イベントに食育の視点を盛り込むなど、食育が広い分野で取り込まれるよう、庁内外に働きかけていく。

### 3. 数値目標

#### 1 食を通じた豊かな心の育成

項目	指標	計画策定時 現状値 (平成28年度)	平成30年度 現状値	目標値 (令和3年度)
食事を楽しんでいる 児童・生徒の割合	毎日の食事が楽しい人の割合（児童）（％）	72.4%	<b>73.8%</b>	90%
	毎日の食事が楽しい人の割合（生徒）（％）	63.7%	<b>65.0%</b>	80%
共食の割合	できるだけ家族や仲間とそろって食事をとるよう にしている人の割合（市民）（％）	64.7%	<b>61.1%</b>	75%

#### 2 健全な食生活の知識の習得と実践

項目	指標	計画策定時 現状値 (平成28年度)	平成30年度 現状値	目標値 (令和3年度)
朝食欠食率	欠食する人の割合（園児）（％）	1%	<b>1%</b>	0%
	欠食する人の割合（児童）（％）	2.9%	<b>4.4%</b>	0%
	欠食する人の割合（生徒）（％）	5.2%	<b>4.5%</b>	0%
	欠食する人の割合（園児の保護者）（％）	8%	<b>8%</b>	4%
	欠食する人の割合（大学生）（％）	15.3%	<b>16.7%</b>	10%
栄養バランスのとれた 食生活の実践の割合	栄養バランスのとれた食生活を実践している人 の割合（市民）（％）	72.0%	-	85%
野菜摂取率	1日に両手山盛り量以上の野菜を食べている人 の割合（市民）（％）	14.3%	<b>14.5%</b>	50%
	子どもに食事のときに野菜を「毎食与える」保 護者の割合（1歳6か月児健診）	45.5%	<b>43.0%</b>	70%

#### 3 食材などに向き合う意識の醸成

項目	指標	計画策定時 現状値 (平成28年度)	平成30年度 現状値	目標値 (令和3年度)
学校給食における 日産野菜利用率	学校給食での日産野菜利用率（％）	25.1%	<b>29.8%</b>	25%以上
食品ロスに対する意識	食材の廃棄や食べ残しを少なくするようにして いる人の割合（市民）（％）	85.5%	<b>85.7%</b>	100%

#### 4 食育を推進する仕組みの整備

項目	指標	計画策定時 現状値 (平成28年度)	平成30年度 現状値	目標値 (令和3年度)
「食育」の内容の認知度	「食育」という言葉の内容を知っている人の割 合（市民）（％）	58.0%	<b>55.9%</b>	90%
「食育」に関して取り組んで いる市民の割合	「食育」に関する活動や行動をしている人の割 合（市民）（％）	41.7%	<b>36.1%</b>	75%

#### 4. 数値目標の達成状況について

- 「毎日の食事が楽しい」と回答した児童、生徒の割合は、それぞれ計画策定時より1%以上増加した。毎日の食事が楽しいと感じる児童、生徒が増えるよう、引き続き学校における食育活動を充実させていく必要がある。
- 欠食する人の割合は、生徒が0.7%減少したが、園児とその保護者の割合は横ばい、児童が1.5%増加、大学生は1.4%増加した。朝食を欠食する人を減少させるため、あらためて朝食摂取の大切さについて周知・啓発していく必要がある。
- 1日に両手山盛り以上の野菜を食べている市民の割合は、0.2%増加したものの、目標値50%の3割程度にとどまった。野菜の摂取を実践できるような周知・啓発が必要である。また、子どもに食事のときに野菜を「毎食与える」1歳6カ月児の保護者の割合は、2.5%減少した。子どもの偏食等を理由に「朝食時に野菜を与えていない」と回答した保護者が複数いるため、幼児の望ましい食習慣の確立を目指し、妊娠・離乳期から周知・啓発をおこなう必要がある。
- 学校給食における日野産野菜利用率は、平成29年度以降、目標値である25%以上が達成できている。利用率は、農地の減少、農業者の高齢化に加え、天候にも左右されるため、25%以上が維持・継続できるよう施策の検討を進める必要がある。
- 食材の廃棄や食べ残しを少なくしている市民の割合は、0.2%増加した。引き続き、食べ物を無駄にしない意識の醸成が必要である。
- 「食育」という言葉の内容を知っている人の割合は2.1%減少、「食育」に関する活動や行動をしている人の割合は5.6%減少した。食育の情報入手先として、「ラジオ・テレビ」「新聞・雑誌・本」に次いで「学校（子どもが通う学校・園も含む）」が高い値を示しており、学校・保育園等が働く保護者世代の情報入手の場として有効と考えられることから、学校・保育園を通じた情報発信について検討を進めていく必要がある。

# 日野市みんなですすめる食育条例

平成 21 年 3 月 31 日  
条例第 6 号

目次	
前文	
第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)	
第 2 章 基本となる事項(第 4 条—第 13 条)	
第 3 章 推進体制(第 14 条)	
付則	

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくるのが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります、家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。

(2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。

(3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜(りんごなどの果物、卵を含みます。)をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

(6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。

(7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館(学童クラブを含みます。)をいいます。

(8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。

(9) 農業者 農業(畜産業を含みます。)を営む人をいいます。

(10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。

(11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

(1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。

(2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。

(3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。

(4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

## 第2章 基本となる事項

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。

7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。

8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るよう努めます。

2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。

2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。

2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法(昭和29年法律第160号)を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。

3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。

4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。

4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。

5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。

2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。

3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

- 4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。
- 5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。
- 6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でづくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。
- 7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

第 10 条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。

- 2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率 25 パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

第 11 条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。

- 2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。
- 3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。
- 4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率 25 パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

第 12 条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化を図られるように指導に努めます。

- 2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。
- 3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率 25 パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

第 13 条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

- 2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。
- 3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

### 第 3 章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第 14 条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第 33 条第 1 項の規定により、日野市食育推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。



- 2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。
  - (1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。
  - (2) 食育計画の作成に関すること。
  - (3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。
- 3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 8 人以内で組織します。
  - (1) 公募市民 3 人以内
  - (2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。
- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。
- 8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。
- 9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。
- 10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。
- 11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。  
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正します。

## 日野市食育推進会議の概要

### 1 日野市食育推進会議委員名簿

任期 自 平成30年4月1日 至 令和2年3月31日

氏 名	委 員 種 別・(所 属)
揚 石 國 臣	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・株式会社ベル・ハート代表取締役)
石 坂 昌 子	公募市民
○ 鹿志村 紀美枝	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師)
後 藤 美 典	公募市民
小 林 利 佳	公募市民
◎ 白 尾 美 佳	食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子大学教授)
籾 野 利 之	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表)
吉 富 正 敏	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市社会福祉法人立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長)

(氏名は50音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

(所属は令和元年7月現在のもの)

### 2 会議の経過 (平成30年度食育推進計画評価検証会議)

開催回数 4回

開催回数	開催年月日	内 容
平成30年度 第3回	平成30年10月24日	・第3期日野市食育推進計画の評価検証について (学校課、都市農業振興課のヒアリングによる 平成30年度評価検証)
平成30年度 第4回	平成31年2月6日	・第3期日野市食育推進計画の評価検証について
令和元年度 第1回	令和元年7月9日	・第3期日野市食育推進計画の平成30年度評価 検証および中間検証について
令和元年度 第2回	令和元年7月30日	・第3期(平成30年度)評価検証報告書の確認について ・第3期(令和元年度)の評価検証方法について